

2024(令和6)年2月22日

〒160-0022

新宿区新宿6丁目27番56号

新宿スクエア6階

ライフティ株式会社 お客様相談室 御中

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

理事長 池本 誠司

申 入 書

当会より、貴社に対し、本年1月30日付で、共通義務確認訴訟（さいたま地方裁判所令和6年（ワ）第220号。以下「本件訴訟」という。）を提起したことは、すでにご承知のことと存じます。

これに関して、以下のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、これに対する誠意あるご対応をお願い申し上げます。

1. 申入れの趣旨

(1) 貴社の個別クレジット契約を利用して株式会社ビューティースリーの脱毛エステ契約を締結した対象消費者が、今後の脱毛施術の債務不履行、クーリング・オフの行使、不実告知取消し等を理由として、貴社に対する割賦金の支払いを停止する旨通知した場合、当会の共通義務確認訴訟の判決が確定するまでの間、対象消費者に対する当該クレジット契約の支払い請求を停止して頂くこと、及び、信用情報機関への延滞情報の登録をしないことを申し入れます。

(2) これについて、貴社の責任あるご回答を、本書面到達後2週間を目安に、当会宛に書面にてご回答下さい。

2. 申入れの理由

(1) 当会が集団的被害回復制度に基づく本件訴訟を提起した後、多数の対象消

費者から当会宛に、第一段階の本件訴訟の認容判決が下された後に、第二段階の簡易確定手続訴訟に参加したいという意向表明が寄せられています。

もともと、その中には、貴社からの支払い請求に対して支払停止を継続すると、信用情報機関に滞納者として登録されるのではないかと、そうなると、他のクレジットカード等の利用ができなくなるような不利益が生じるのではないかと、という不安の声も複数寄せられています。

- (2) 本件訴訟における当会の主張の要点は、(株)ビューティースリーの脱毛エステ契約が「有償施術4回・契約期間1年間と無償施術・期間無制限」という契約条件を設定していることについて、5回目以降の無償施術分も有償施術と同様の経済的価値を有する債務であって、その対価を無償と表示することや契約期間・施術回数から除外することは、特定商取引法49条の強行規定に違反し違法・無効であること、このような契約書面の記載方法は法定記載事項の記載不備（虚偽記載）であっていつまでもクーリング・オフが行世できること、継続不能な無償施術・期間無制限を表示して勧誘したことは不実告知に当たること、というものです。

これに対し、貴社の令和6年1月19日付回答書の記載によれば、貴社の個別クレジット契約は4回分の有償施術だけが与信対象であるとして、5回目以降の無償施術の不履行分は解約清算の対象外であると主張されるようであります。

- (3) この争点については、本件訴訟において裁判所の判断を待つこととなりますが、少なくとも、対象消費者が、今後の脱毛施術の債務不履行、クーリング・オフの行使、不実告知取消し等を理由として、支払い停止の抗弁主張を通知している以上、その抗弁主張の権利（割賦販売法35条の3の19）を尊重して頂くことが、貴社の責務です。

この点につき、日本クレジット協会が策定された「個別信用購入あっせんに係る自主規制規則」には、抗弁の申出に対し次のような対応をすることが定められています。

「会員は、購入者等から抗弁の申出があった場合には」、「申出の受付後、購入者等の抗弁事由その他の状況を確認するため、直ちに購入者等及び加盟店に対する状況調査を行うものとする。」（同規則62条1項2号）、
「明らかに抗弁事由に該当しないと判断した場合を除き、前号の調査結果について、当該購入者等に伝えるまでの間については、当該購入者等に対する個別クレジット契約に基づく債務の支払に関する請求は行わないこととす

る。」（同項3号）、「会員は、その抗弁事由が解消されるまでの間、購入者等に対して前条第1項第3号に基づき停止した請求を再開してはならない。」（同規則63条1項）

- (4) 本件事案は、対象消費者の個別的な事情によって抗弁事由の存否が異なるものではなく、上記の争点に関する法的な判断が下されるまでは、「抗弁事由が解消された」と判断することはできないものです。

これに反して、貴社から対象消費者に対し割賦金の支払い請求を継続し、延滞情報を登録することにより、対象消費者が日常生活においてクレジットカード等の利用停止等の不利益が発生した場合は、後日、本件訴訟において当会の請求を認容する判決が下されたとき、既払金返還の問題とは別に、損害賠償請求の問題が生じ、貴社に対する訴訟を更に招く事態になりかねません。

加えて、貴社が支払い請求を再開する意向を示された場合、対象消費者がクレジットカード等の利用停止等の不利益をおそれて、抗弁主張をあきらめるような事態は、対象消費者の裁判を受ける権利の侵害となります。

- (5) つきましては、こうした事態を招くことがないよう、申入れの趣旨記載のとおり、本件訴訟の判決が確定するまでの間、貴社から、抗弁主張の通知書を送付した対象消費者に対する支払い請求を保留ないし停止するとともにそのことを表明して頂きたいと存じます。

3. 付言

本申入書は、自主規制規則策定団体である日本クレジット協会及び割賦販売法の所管庁である経済産業省商取引監督課宛に写しを送付させていただきます。

以上

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444